

健康管理

健康増進センターと保健室

世田谷キャンパスでは16号館1階の健康増進センター内に、厚木キャンパスでは本部棟1階に保健室があります。キャンパス内でのケガや急病などの場合に応急処置を施したり、専門医の紹介も行っています。

医師や看護師、カウンセラーが、皆さんの身体と心の健康管理について、いつでも相談に応じています。悩みをひとりで抱えず、気軽にお立ち寄り下さい。

また、提携会社による電話相談も出来ます。利用方法は学生ポータルメニューから健康相談を参照して下さい。相談料は無料です（通話料は利用者負担になります）。

定期健康診断

定期健康診断は、疾病の早期発見と治療により、安心して勉学やクラブ活動に専念できるように、学校保健安全法の定めにより必ず受けなければなりません。

診断の結果、異常がある場合は二次検査を行い、状態によっては医療機関の紹介や、保健指導を行います。

やむを得ない理由により、この健康診断を受けることができなかった場合は、健康増進センター・保健室に相談に来て下さい。

健康診断証明書

就職、実習などで健康状況に関する証明が必要な場合は自動発行機で発行します。

なお、定期健康診断を受けていない学生には発行できません。

正課授業中、学校行事中、課外活動中、通学中の事故等で自分又は他人がケガ等をしたら

本学では、学生の方が一の事故に備え、次の制度で補償しています。

病気は対象となりません。

1. 東京農業大学・東京農業大学短期大学部学生教育研究災害補償制度（大学独自の制度 通称：「教育災害」）

【補償給付又は医療補助】

【対象となる事故の範囲】

- ①正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②入学式、オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故

【補償の適応条件】

治療日数（入院及び実通院日数）が次の条件に該当する場合に健康保険使用による差額実費負担分が補助されます。

- ・正課中、学校行事中…1日～13日

2. 学生教育研究災害傷害保険（略称：「学研災」）＜通学特約＞ [保険料大学全額負担]

【保険の対象となる事故の範囲】

- ①正課授業中に指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故
- ②入学式、オリエンテーション等の教育活動の一環としての各種学校行事参加中の傷害事故
- ③上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故（大学が禁じた行為を行っている間は除く）
- ④課外活動中の傷害事故（大学で認めた団体での活動中）
- ⑤通学往復中の傷害事故（合理的な経路及び方法）
- ⑥学校施設等相互間の移動中（課外活動の目的場所への移動を含む）

【医療保険金の適応条件】

治療日数（入院及び実通院日数）が次の条件に該当する場合に支払われます。

- ・正課中、学校行事中……………1日以上（※教育災害との併用はなし）

- ・上記以外で学校施設内にいる間の傷害事故…14日以上
- ・課外活動中……………14日以上
- ・通学中、学校施設等相互間の移動中……………4日以上

3. 学研災付帯賠償責任保険（略称：「学研賠」）[保険料大学全額負担]

【保険の対象となる事故範囲の例】

- ①正課授業中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合
- ②収穫祭で食品を提供し、客が食中毒になった場合
- ③インターンシップ活動中に誤って施設、機器を破損してしまった場合
- ④通学中に誤って他人に傷害を負わせてしまった場合

※注意：クラブ活動場所への往復間は対象となりますが、実際に行っている活動中内の事故は補償の対象となりません。

4. スポーツ傷害保険 [大学が保険料の5割～9割を助成]

農友会各部、全学応援団、大学公認の同好会に所属する学生に加入の義務があります。

【保険の対象となる事故の範囲】

- ①団体の活動中及びその往復時の傷害事故

【医療保険金の適応条件】

治療日数（入院及び実通院日数）…1日～13日

治療日数14日以上はスポーツ保険と学研災を併用して適用

○補償適応条件に当てはまる制度ごとに手続き、相談窓口が次のとおり異なります。

	世田谷	厚木
1. 東京農業大学・東京農業大学短大学部 学生教育研究災害補償制度	健康増進センター	保健室
2. 学生教育研究災害傷害保険	学生生活支援課	学生サービス課
3. 学研災付帯賠償責任保険	学生生活支援課	学生サービス課
4. スポーツ傷害保険	校友会（グリーンアカデミー2階）	学生サービス課

一人暮らしを始める皆さんへ

●遠隔地被保険者証

親元を離れて一人暮らしの生活を始める学生は、思わぬ病気やケガに備えて健康保険証を用意しましょう。個人専用でない場合には、遠隔地被保険者証の交付を受けておきましょう。自動発行機で在学証明書を発行し、家族が加入する保険機関に提出すると交付されます。

●体温計・常備薬を用意しましょう

急な体調不良に備え、次の物を常備しておきましょう。体温計・解熱鎮痛剤・総合感冒薬・胃腸薬・バンソウコウ・使い捨てマスク・冷却シート・爪切りなど。

●持病がある学生は今後の方針を決めましょう

一人暮らしを始める学生は、今までどおり地元で治療を続けるか、大学近隣の医療機関に移るかを主治医と相談し決めてください。医療機関を移る場合は、主治医に希望を伝えた上で「紹介状」を書いていただくと良いでしょう。治療上、学内で自己注射等を行う皆さんは、健康増進センター、保健室をどうぞご利用ください。また、体の病気だけでなく、心の病気や発達障がいについてもご相談ください。

現在治療中で、医師より大学生活において生活制限が必要と指示されている場合には、健康増進センター・保健室に病状や生活制限の内容を記した医師からの「診断書」を提出してください。

障害者手帳を持っている皆さんへ

障害者手帳を持っている皆さんの窓口にもなっています。大学生活において、困った事等がありましたら、ご相談ください。

学生相談室

世田谷キャンパスの健康増進センター内には**学生相談室**があります。

厚木キャンパスには保健室とともに**学生相談室**が本部棟1階にあります。

これから始まる学生生活の中では、さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。例えば、●学校が面白くない ●夜ねむれない ●自分の生きかたや将来について不安 ●勉強が思うようにいかない ●クラブをやめたい ●最近どうも気分が落ち込んで……etc

修学上の諸問題をはじめ、対人関係、課外活動、心理的な悩み、経済的なこと、職業の選択、卒業後の進路、健康上の問題、発達障がい等々について、専任のカウンセラーがあなたと共に考え、よりよい問題解決のきっかけを見いだせるよう手助けするところが学生相談室です。気軽に立ち寄ってください。

お子さまに関して心配なことがある保護者の方も御相談ください。

ハラスメント防止について

本学ではセクシュアル・ハラスメントに代表されるハラスメント防止に取り組んでいます。それぞれのキャンパスに相談員を配置していますので被害を受けたなら遠慮なく申し出てください。

ハラスメントは次のように分けることができます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 学生又は教職員が意図すると否にかかわらず、性差別的又は性的な言動によって、相手を不快にさせる行為
- イ 学生又は教職員が利益若しくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員又はこれに準ずるものが、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり又指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動又は行為

(3) パワー・ハラスメント

職場において、教職員又はこれに準ずるものが、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり又指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動又は行為

セクシュアル・ハラスメントの具体例は、次のようなものです。

- ①個人的な性体験を聞く ②異性にカラオケのデュエットを強要する ③女性の胸、お尻、腰などを触る
- ④異性のいるところで卑猥な話をする ⑤立場を利用して無理矢理食事にさそう ⑥ストーカー行為をする

等が、あげられます。

- 加害者にならないためには** 個人によって感じ方が異なるため、判断が難しい場合もありますが、自分の恋人、家族（親・兄弟・姉妹）が対象になった場合、不快に感じられるような言動はしないことが大切です。
- 被害をうけたら** 一人で悩まず、すぐ相談員に相談して下さい。個人のプライバシーは守ります。被害にあった状況は、できるだけ詳しく記録しておくことで客観的に判断できたり、事態解決に役立ちます。ただし、故意に虚偽の言動をとったことが判明した場合は、学則に基づき処分の対象となります。
- それぞれのキャンパスごとに複数の相談員を置いています。相談員の氏名、学内連絡先は毎学年度初めに公表します。保健室、学生生活支援課（厚木キャンパスは学生サービス課）で確認して下さい。

（資料編の「ハラスメント防止等に関する規程」を参照）

また、提携会社による電話相談も出来ます。利用方法は学生ポータルメニューから健康相談を参照して下さい。
相談料は無料です（通話料は利用者負担になります）。

学校において特に予防すべき感染症について

2009年に新型インフルエンザが流行しました。2007年には麻疹（はしか）の流行で本学でも休校措置が取られ、そのための補講や課外活動、他施設での実習等に多大な影響が生じました。

大学は、集団生活の場であり感染症などが流行しやすい環境です。学校保健安全法で定められた感染症がいくつかあり、下表のような決まりがあります。これらの感染症を診断されたら速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで自宅療養をしてください。（出席停止）

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な病気	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）	治癒するまで
第2種	空気感染なので放置すれば学校で広がってしまう病気	
	・ インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	・ 百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻疹 （はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風疹 （三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・ 水痘 （水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・ 結核	医師において感染の恐れがないと認めるまで
	・ 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	空気感染ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある病気	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）その他の伝染病（溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ 感染症、 流行性嘔吐下痢症 （ ノロウイルス ）	医師が感染の恐れがないと認めるまで

大学への連絡方法

連絡先	世田谷キャンパス	健康増進センター	電話 03-5477-2231
	厚木キャンパス	保健室 学生サービス課 (保健室不在時)	①電話 046-270-6622 ②電話 046-270-6225

*連絡内容 ○学科・学年・学籍番号・氏名 ○感染症の診断名・医師の診断日 ○欠席期間

これらの感染症がなおったら

医師により登校の許可がおりたら、証明となるもの（登校許可書または治癒証明書）と学生証と印鑑を持って世田谷キャンパスは健康増進センター、厚木キャンパスは保健室に来てください。欠席の取り扱いについて説明をします。

当該期間における授業（試験）の欠席については、試験等の受験資格認定の際に配慮します。

予防接種について

本学では今後の感染予防対策のため、4月の健康診断時に、学校で流行しやすい以下の感染症について既往歴、予防接種歴の調査をします。また、農業実習に伴い、破傷風の予防接種歴についても調査します。

母子手帳等を元に家族の方に確認してください。

疾病名	既往の有無	予防接種歴
麻疹（はしか）	有 or 無	2回確実に接種 有 or 無
風疹（三日はしか）	有 or 無	2回確実に接種 有 or 無
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	有 or 無	5年以内の接種 有 or 無
水痘（水疱瘡）	有 or 無	5年以内の接種 有 or 無
破傷風	-	5年以内の接種 有 or 無

次に該当する人は医療機関と相談の上、予防接種を受ける事をお勧めします。母子手帳を持参すると話しがスムーズです。

○麻疹・風疹…過去にかかった事がなく、2回確実に予防接種を受けていない場合。

○破傷風…農業実習等のため予防接種をお勧めする学部。農学部／地域環境科学部／国際食料情報学部／短期大学部（醸造学科は除く）

※一般的に予防接種は、10年程度効果があり、5年を過ぎると効果が薄れてくると言われています。

※水痘・流行性耳下腺炎に関しても免疫のない人は、医療機関と相談の上、予防接種を済ませる事をお勧めします。

医療機関の紹介等も行っています。

海外派遣・受入学生弔慰見舞金

本学では、海外派遣学生プログラムの参加学生および海外の姉妹校から受入れた学生に対して、派遣・受入れの期間に発生した傷害または疾病により死亡または後遺障害が生じたときは、学生の保護者に弔慰見舞金を贈る制度があります。ただし、保険加入の手続きが必要です。詳しくは所属学科事務室または国際協力センター（厚木キャンパスは学生サービス課）にお問い合わせ下さい。（資料編の「海外派遣・受入学生弔慰見舞金要領」p.224を参照）